

あきる野市行政評価マスタープラン

平成15年12月

あきる野市

はじめに

我が国は、バブル経済崩壊後、株価の低迷や依然として高い失業率などが象徴するように、非常に厳しい経済環境にあり、さらに、少子高齢化の進行や多様化するニーズ等に伴う社会構造の変化など、経済・社会情勢は、大変、厳しい情勢に置かれています。

このような情勢の下、国では、日本経済の再生のためのシナリオとして「骨太の方針」を閣議決定し、経済や財政における構造改革を強力に推進するとともに、政策プロセスの改革として、行政における企業経営的な手法を取り入れるニューパブリック・マネジメントの考え方に基づく新しい行政手法が提言されました。

市におきましても、このような厳しい経済・社会情勢を反映しまして、市税の減収や地方交付税の合併算定替に伴う交付税の段階的縮減などとともに、下水道などの特別会計への繰り出し金や扶助費などが年々増加しているため、財政見通しの想定を大幅に上回る一般財源の不足が生じるなど、年々、市の財政は逼迫の度を増す状況にあります。

このような中、これまで行政改革により、市民の皆様のご協力をいただきながら、計画的な財政運営の推進や組織・職員数の見直し、事務経費の抑制等に取り組み、約16億円9千万円の費用効果を上げるとともに、合併に対する国や都の支援策を積極的に活用するなど、様々な取組を行ってまいりましたが、これらの取組だけでは、現下の難局を乗り切ることは厳しい状況に置かれてまいりました。

こうした状況をふまえ、市では、基本構想に掲げた将来都市像である「人と緑の新創造都市」の実現に向けて、多様化する市民ニーズを見据えながら、様々な施策に取り組みはじめたところでありますが、ニューパブリック・マネジメントの考え方に基づき、成果志向の行政運営により限られた財源を適正に配分して、納税者である市民の皆様にご満足していただくため、行政評価システムを導入した新たな行財政運営システムを構築して、21世紀における市民に開かれた市政運営の基盤を築いてまいります。

当マスタープランは、行政評価システムを導入した新たな行財政運営システムを構築していくため、行政評価システムの導入の目的や評価システムを中核に据えた新たなマネジメント・システムの体系を明らかにするとともに、施策及び事務事業等の評価システムのあり方や評価システムに基づく組織・人事体制及び広報・広聴体制のあり方等を位置付けて、今後の取組を示すものであります。

市を取り巻く経済・社会情勢は、先行不透明な厳しい情勢ではありますが、当マスタープランに基づき新たな行財政運営システムを構築して、21世紀初頭のおきる野市のまちづくりに全力で取り組む所存でありますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成15年12月

あきる野市長 田中雅夫

目 次

序 論

1 行政評価マスタープランの性格	1
2 計画期間	1

行政評価マスタープラン

1 行政評価システム導入の背景	2
2 行政評価システム導入の目的	2
3 マネジメント・システムの構築	3
(1) 総合計画策定と予算編成との連動	4
ア 計画行政の推進	5
イ 事業別予算への改革	5
ウ 予算編成システムの改革	6
エ 財務会計システムの改革	6
(2) 組織・定員管理及び 人事・能力開発との連動	7
ア 組織・定員管理の改革	7
イ 人事・能力開発の改革	8
(3) 広報・広聴・情報公開との連動	9
ア 評価結果の公表及び意見集約	9
イ 市民との協働	10
4 マネジメント・システム構築の推進体制	10
(1) 当面の推進体制	10
ア 行政評価推進本部	10
イ 委員会	10
ウ 部会	11

(2) 中長期的な推進体制	1 1
ア 評価体制の充実	1 1
イ 第三者評価体制の確立	1 2
5 当市における行政評価システムのあり方	1 2
(1) 施策評価システム	1 3
ア 施策の体系化及び施策成果の測定	1 3
イ 施策評価の体制	1 3
ウ 実施計画と予算編成との連携	1 4
(2) 基本事業評価システム	1 4
ア 基本事業評価の体制	1 4
イ 評価指標の設定及び評価	1 4
(3) 事務事業評価システム	1 5
ア 事務事業評価の体制	1 5
イ 事務事業評価単位の設定及び評価	1 5
(4) 行政評価システムの運用	1 5
ア 運用の流れ	1 6
イ 施策評価総括会議の設置	1 6
(5) 当面の取組	1 6
ア 平成 1 4 年度の取組	1 6
イ 平成 1 5 年度の取組	1 6
ウ 平成 1 6 年度の取組	1 7
(6) 評価結果の公表	1 7
ア 公表の時期	1 7
イ 公表の方法	1 7
6 年度計画	1 8
(1) 年度計画	1 8
(2) 詳細計画	1 8

【資料】

- 別表 1 行政評価による施策評価体系
- 別表 2 行政評価システムの運用の流れ
- 別表 3 年度計画

序 論

1 行政評価マスタープランの性格

行政評価マスタープランにつきましては、行政評価システムを取り入れた新たな行財政運営システムを構築していくため、行政評価システムの導入の背景や目的を明確に位置付けるとともに、どのような評価システムを導入して何を評価し、予算編成とどのように連動するのか、また、新たな行財政運営システムとしてのマネジメント・システムの体系を明確にし、評価システムと連動した組織・人事体制や広報・広聴体制等における、各種システムのあり方やその構築に向けた取組方針等について、具体的に示してまいります。さらに、新たな行財政運営システムの構築に向けて、今後の具体的な取組について、年度計画を策定してまいります。

以上のように、行政評価マスタープランは、新たな行財政運営システムの構築に向けて、全庁的な取組としまして、着実に推進できるよう、今後の道筋を明らかにしていく計画書とするものであります。

2 計画期間

行政評価マスタープランに基づきまして、行政評価システムの計画的かつ着実な導入を図る観点から明確な推進目標を立てるため、評価システムの導入に関する様々な取組から、施策、基本事業及び事務事業の評価結果の公表に至る計画期間につきましては、平成14年度から平成18年度の5年間と定めます。

行政評価マスタープラン

1 行政評価システム導入の背景

近年の地方自治体を取り巻く状況は、バブル経済崩壊後の危機的な財政状況や少子・高齢化の進行、住民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まり等、社会経済情勢が変化しつつあります。

このような状況の下で、地方自治体における自己決定、自己責任原理を旨とする地方分権が実施の段階に入り、さらに、地域の様々な主体との協働を通じて、新しい都市自治像が模索されるようになってきました。このため、地方自治体は、自らの責任において、柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図っていくため、主体的に行政体制の改革・整備を図ることにより、時代の要請に応えることが強く求められています。

そうした中、国の経済財政諮問会議によるいわゆる「骨太の方針」において、「政策プロセスの改革」の中で新しい行政手法として、世界的な大きな流れとなっているニューパブリック・マネジメントの考え方に基づく改革を提言しています。これは、国民を納税者としての顧客としてとらえ、行政は顧客である国民の満足度の最大化を追求するため、企業経営的な手法に基づき、次に示す事項を取り組むことにより、改革を進めていくものであります。

民間委託化やPFI等の活用

事務事業における費用対効果や成果等に対する評価を行い政策決定等に反映

行政の説明責任を高めるための情報公開制度の定着化と発生主義会計や行政コスト計算等による財務状況の明確化等

このニューパブリック・マネジメントの考え方は、地方自治体の行財政運営にも取り入れ、PFIの導入やバランスシート作成等とともに、行政諸活動の状況や成果を客観的に測定・評価することにより、政策決定の適正化やアカウントビリティ（説明責任）の明確化等を図るための手法である「行政評価システム」として、地方自治体において導入されるようになりました。

2 行政評価システム導入の目的

当市は、これまで21世紀を展望する中で、平成7年9月に合併を行い、行政体制の強化やスケールメリットを活用したまちづくりを推進するとともに、効率的な市政運営を図るために行政改革を進めてきたところであります。

そうした中、当市の市政運営においては、合併の効果をさらに高めるとともに、上記の背

景に示した時代の要請に応えることが強く求められています。このため、当市においては、ニューパブリック・マネジメントの考え方を基本として、以下の視点により行政評価システムを導入した新たな行政システムを構築していくものであります。

まず1点目として、多様化する行政ニーズへの対応が求められている中で、事務事業（あるいは施策）の成果に対する評価に基づき、限りある財源をいかに効果的に配分し、かつ、効果的に執行できる行財政運営を目指す観点から、システムの導入を図るものであります。

2点目として、これまで実施している情報公開とは違った面で、行政の説明責任の観点から「市民の税金が効果的に使われているか」など行政の透明化を推進し、結果として市民と行政の情報の共有化を進めるものであり、市民と行政とが対話する手段とするものであります。これは、事務事業等の達成目標や到達度を指標化するとともに、より客観的な評価手法を導入して、市民にわかりやすく評価過程や内容を市民に対して公表するものであります。

3点目として、行政評価システムの導入は、現場でサービスにあたる職員が、事業の目的や問題点を的確に把握し評価することとなり、より質の高いサービスを効率的に提供することが可能となることから、職員の意識改革や行政改革を推進するものであります。

以上を総括しまして、当市の行政評価システム導入にあたっての目的は、「成果志向の行財政運営を行い、説明責任や職員の意識改革を進めながら、市民本位の行政を目指す」とものと位置付けます。

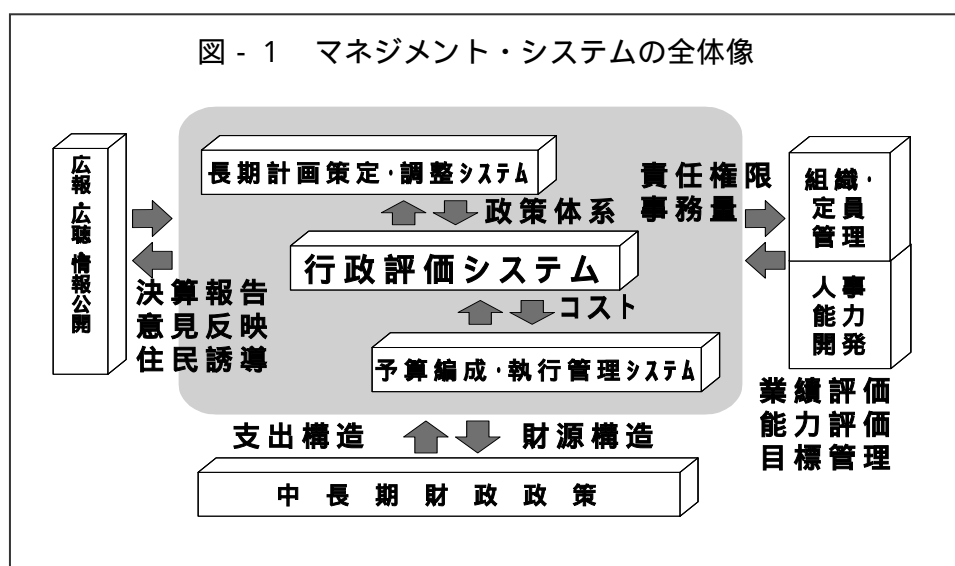
3 マネジメント・システムの構築

当市における行政評価システム導入の目的を達成するためには、現状の行財政運営システムを改革する必要があります。この改革にあたっては、現状の行財政運営システムに行政評価システムを組み入れることとなりますが、ただ単に事務事業等の評価を行うだけの改革では、目的を達成することは不可能であります。

これは、市民に対する成果指標を基準とする評価システムを組み入れることにより、総合計画に基づく施策体系や予算編成との関連付けを明確にするため、「総合計画策定と予算編成との連動」を行うための改革が必要であります。さらに、評価システムが組織的に効率的かつ的確に運用されるとともに、評価結果等の行政情報を市民に対して広く提供し意見を聴くことができるようにするため、評価システムと連動した「組織・定員管理及び人事・能力開発」及び「広報・広聴・情報公開」に係るシステムの改革が必要であります。

このように目的を達成するためには、行政評価システムを中核に据えた広がりのあるシステムを構築していくことが必要であり、行政評価システムと諸行政機能とが有機的に連動する新たな行財政運営システムとして構築していくこととなります。この新たな行財政運営システムにつきましては、マネジメント・システムと位置付けるとともに、この体系の全体像を図-1に示してまいります。

以上のとおり、当市では、行政評価システムを組み入れたマネジメント・システムを構築してまいりますが、この構築にあたり、行政評価システムと有機的に連動する必要があるシステムの改革を進めるため、「総合計画策定と予算編成との連動」、「組織・定員管理及び人事・能力開発との連動」及び「広報・広聴・情報公開との連動」につきまして、次のとおり改革の方針及び取組を定めます。



(1) 総合計画策定と予算編成との連動

現在の予算執行のシステムは、基本構想及び基本計画に位置付けられている施策に基づき、実施計画及び予算編成方針を策定し、これらに基づき予算編成を行い、この予算により事務事業を執行しており、予算を執行した時点で完結しています。

この現状の予算執行システムに行政評価システムを組み入れてまいりますが、基本的な評価の仕組みは、事務事業を執行した結果、市民に対してどのような成果を上げたか、コスト計算による費用対効果測定はどうか、さらには、基本構想に基づく施策の目的に照らして事務事業は適正か等、目的妥当性や有効性、効率性等の観点から評価することになります。この評価結果に基づき、施策の優先順位付けや事務事業の見直し等の改善を行うことにより、予算編成や事務事業の執行に反映してまいります。この一連の流れは、Plan（計画）、Do（実践）、Check（評価）、Action（改善）の経営管理サイクルとして、体系的に位置付けてまいります。

このため、当市で導入する評価システムは、基本構想に基づく計画的な行政を推進するため、予算編成と連動した施策から事務事業まで体系的に捉えた評価システムを導入するとともに、評価システム導入に伴い、予算編成における責任権限の明確化や財務会

計システムについて、改革する必要があります。

また、このような評価システムを構築していくためには、その第一歩として、政策に基づく各施策の目的や成果等を明らかにするとともに、その目的を達成するための手段としての事務事業の関係を明確にすることが大変重要であります。

このため、基本構想に位置付けられた政策体系に基づき、施策や事務事業について、目的やそれぞれの関係を明確にしていきたいと思います。

さらに、今後、市民の視点から施策や事務事業の評価を繰り返し実施していく中で、施策と事務事業との関連が、市民に対して分かりやすい形式で体系的に整理することができます。このことから、市民に分かりやすい施策体系のあり方が明確になってまいりますので、この施策体系に基づき、次期の総合計画の策定を行う必要があります。

以上のことから、次に示す事項について、取り組んでまいります。

ア 計画行政の推進

市民の視点による成果志向のまちづくりを推進する観点から、基本構想に基づく、予算編成と連動した施策から事務事業まで体系的に捉えた評価システムの導入を図るとともに、次期の総合計画策定に向けて、次の項目に取り組んでまいります。

当市で導入する評価システムは、基本的に施策評価、基本事業評価及び事務事業評価（以下、「施策評価等」という。）で構成するとともに、システムの構築に向けて全庁的な取組を展開してまいります。

基本構想に位置付けられた28の施策を評価する場合、施策が大きく、その施策の目的がいくつかにまたがるもの等が見受けられるため、28の施策に基づき、市民に分かりやすい評価を行うための施策体系に組み立ててまいります。

評価を行うための施策体系に基づき、施策に関係する課との協議を行いながら、施策や施策を達成するための基本事業について、体系的に目的や成果指標を明らかにして、これらを施策評価体系表としてまとめてまいります。

今後、評価を繰り返し取り組むことにより、市民に分かりやすい施策体系のあり方を明確にして、これに基づき、次期の基本構想及び基本計画の策定に取り組んでまいります。

イ 事業別予算への改革

当市で導入する評価システムは、施策から事務事業まで体系的に捉えた評価システムを導入してまいります。この評価システムと予算編成を連動する必要があります。このことから、現在の予算編成では、「款・項・目」の科目ごとに、事務事業の目的に基づき

節をたばねて事業名を付けていますが、この単位は、評価を前提としていないため、評価を行うための単位として、内容を洗い出して組替えてまいります。

このような事務事業の評価を行う等、業績の測定を前提とした予算編成につきましては、「事業別予算（performance budget）」と呼ばれていますが、当市では評価システムと連動した事業別予算への改革に取り組んでまいります。

以上のことから、事業別予算への改革に向けて、次に示す項目について、取り組んでまいります。

事業別予算への改革を進める観点から、評価単位と予算事業の単位を連動するため、全課と協議を行いながら、事務事業を「ある目的を持った活動のかたまり」としてとらえ、事務事業を対象と意図、手段の観点から検討して、評価単位と予算単位の設定に取り組んでまいります。

ウ 予算編成システムの改革

評価システムの導入により、今後、課長職や係長職等が施策評価等を行っていくこととなりますが、この評価に対して責任を負うことが大変重要であります。これは、市民に対する施策や事務事業の執行に係る説明責任を遂行するためであります。

現在の予算編成においては、財政課が中心となり、予算編成に係る調整や査定を行っていますが、庁内分権の観点からも、施策や事務事業の主管課が説明責任を遂行するための体制を構築することが求められています。

このため、次に示す項目について、取り組んでまいります。

施策体系に沿って評価を推進することにより、施策等の主管課長等が評価の責任を果たすことと同時に、予算の編成においても一定の権限と責任を持つために、各部あるいは施策ごとに予算の枠配分を行い、所管部・課において、その枠の中で予算を編成するシステムを構築してまいります。

エ 財務会計システムの改革

現在、地方自治体の会計は、年度ごとの現金の出入りを見た現金主義会計であり、当市もこの会計で組まれています。この現金主義会計では、現金の出入りのみを追った会計制度であり、資産や負債等のストック情報は管理せず、減価償却費や退職給与引当金等も計上されていないため、事務事業のコストが妥当かどうか等、正確な財政状態を把握できないのが現状であります。

このことから、地方自治体の会計制度において、資産や負債、減価償却費、退職給与

引当金等、現時点では現金が伴わないが将来的に発生するものを加えた会計制度、いわゆる、発生主義会計による財政状況の把握が求められています。当市では、すでに総務省方式による「バランスシート」と「行政コスト計算書」の作成を行っており、これらから得られる財務情報を今後の政策立案や見直しに役立てていくこととなりますが、具体的には、行政評価システムにおいて、事務事業評価では施設のコスト計算等に活用し、施策評価では施策の優先順位付け等に活用してまいります。

このため、発生主義会計の活用や前述の事業別予算への改革等に対応するとともに、財務会計情報を有効に活用できるようなシステムの構築が求められています。

また、今後、全庁的に施策評価等を行うことにより、各課の事務量が増加していくこととなりますが、評価者の負担を軽減するとともに、評価を効率的かつ効果的に行う必要があります。さらに、評価データを予算編成等に活用することや、評価した結果を多くの市民に分かりやすく情報公開するため、ホームページ上での公表に対応することが求められています。

以上のことから、次に示す項目について、取り組んでまいります。

現在の財務会計システムは、導入（昭和62年度）から16年を経過しており、発生主義会計や事業別予算等に対応するシステム変更には、システム的に限界であることから、新しい財務会計システムの導入に向けて、システムの改革に取り組んでまいります。

施策評価等に取り組む段階において、評価における各種データや評価内容等について、データベース化やデータの加工等に対応するとともに、財務会計システム等との連携や評価結果の公表に対応できるよう、IT（情報技術）を活用したシステムを構築してまいります。

（2）組織・定員管理及び人事・能力開発との連動

評価システムと連動した予算編成システム等、マネジメント・システムを効率的かつ的確に運用して行くためには、柔軟で効率的な組織・定員管理やその組織を支える人事・能力開発との連動を行うための改革が必要となるため、次に示す事項に取り組んでまいります。

ア 組織・定員管理の改革

地方自治体の組織は、地方分権が実施の段階に入った今日、地域の課題を的確かつ迅速に対応するため、組織のフラット化や簡素化、総合化等の取組が見られるようになりました。

当市においては、評価システムの導入に伴い、市民に分かりやすい評価を行うための施策体系を組み立てるため、この施策体系に対応した組織体制の改革が求められています。

また、庁内分権の観点から、予算編成において一定の権限と責任を持つために、枠配分の中で各部あるいは施策ごとに予算の編成権限を付与するとともに、施策評価等に基づく責任の所在を明確にするシステムを構築してまいりますが、これに対応した組織体制のあり方を検討する必要があります。

さらに、職員の定員管理や課あるいは係の定数につきましては、評価システムの導入により組織体制の改革に連動する中で、各課や係の事務量と密接に関連しておりますので、適正な定員管理を行う必要があります。

このため、次に示す項目について、取り組んでまいります。

「計画行政の推進」により、基本構想に位置付けた28施策に基づき、評価を行うための施策体系に組み立てまいりますが、評価の責任体制の明確化や効果的な組織運営を推進するために、必要に応じてこの施策体系に連動した組織体制の改革に取り組んでまいります。

この施策体系に基づく事務事業の予算編成権限や評価に対する責任体制を明確にするため、必要に応じて組織のフラット化等、組織のあり方を検討してまいります。

施策評価等の評価結果に基づき、業務ごとの事務量調査に取り組み、この結果に基づき、適正な定員管理に取り組んでまいります。

イ 人事・能力開発の改革

行政評価システムを組み入れたマネジメント・システムを確実に構築して行くためには、このシステムを運用していく職員の人事評価や人材育成等の人事・能力開発の改革は、大変重要な要素となります。

施策評価等においては、主管課長等がそれぞれの権限に基づく評価結果について責任を負うこととなりますが、職員の人事評価については、職員の積極的な職務の遂行意識を喚起する観点から、この責任に見合った人事上の評価を行うことが必要であります。

また、人材育成については、行政運営による市民に対する成果の向上及びそれを担う職員の職務に対する動機付けや育成を目的とするものであります。これを踏まえ、施策等の評価と職員の職務上の評価との連動を行った上で、職員一人ひとりが当市で取り組む行政評価システムの導入目的を確実に理解し、評価の考え方や方法等を習得するとともに、政策形成能力や課題対応能力の向上等に対応する職員の自己開発能力の育成が求められています。

以上のことから、次に示す項目について、取り組んでまいります。

組織の業績目標と個人の目標との連動を図る観点から、評価システムに基づき、各施策や事務事業の成果等の目標値を設定して、この目標値に対する業績を測定する手法等を取り入れた人事評価制度を検討してまいります。

人事評価制度の運用により、適正な評価・処遇を通じて、やれば報われるという風土を醸成し、職員の自発的な取組等を促進してまいります。

マネジメント・システムを確実に構築して行くため、人材育成については、行政評価及び人事評価と連動していく中で、職員の自己開発能力の育成として、現在の職員研修制度を多角的に充実してまいります。

(3) 広報・広聴・情報公開との連動

行政評価システムの導入目的の1つとして、行政の説明責任の観点から「市民の税金が効果的に使われているか」など行政の透明化を推進し、結果として市民と行政の情報の共有化を進め、市民と行政とが対話する手段とするものと位置付けているため、広報・広聴・情報公開との連動について検討する必要があります。

また、行政評価システムの推進に伴い、行政の役割が明確になるとともに、行政情報の共有化が促進されるため、市民と行政とのパートナーシップの関係の基礎が築けるものであります。

このため、次に示す事項に取り組んでまいります。

ア 評価結果の公表及び意見集約

施策評価等の評価結果につきましては、市民と行政とが対話する手段とするとともに、評価結果に対する職員の責任体制を構築していく一環として、積極的な公表を行っていく必要があります。これにより、行政の透明性が飛躍的に向上するとともに、業務に対する職員の意識改革が促進され、評価に対する精度や信頼度が高まってまいります。

また、定期的に市民世論調査を実施しているところでありますが、市民との対話の手段として、広聴の機能を強化する観点から、施策の成果等に対する市民の意見や要望等を広く聴くための対応が求められています。

このため、次に示す項目について、取り組んでまいります。

市民に対して、行政情報を明確に提供する観点から、施策評価等の評価結果につきましては、誰が評価を行ったのか責任の所在を明確にした上で、市のホームページ等を活用して、評価結果を分かりやすく公表してまいります。

評価結果に対する市民等からの意見や要望等に対する対応については、評価を行った職員が責任を持って対応する体制づくりに取り組んでまいります。

市民からの意見や要望等を広く聴く機能を強化する観点から、施策の成果等に対する市民満足度調査に取り組んでまいります。

イ 市民との協働

行政評価システムの推進により、施策や事務事業のあり方が方向付けられ、さらに、これらの行政情報を共有化する中で、市民と行政の役割を明確にして、市民との協働によるまちづくりに取り組む必要があります。

このため、次に示す項目について、取り組んでまいります。

施策評価等を推進することにより、施策や事務事業の本来のあり方等を検討して、市民と行政との役割を明確にしていく中で、NPOなどの市民組織が行政の事務事業の一角を担えるよう、市民と行政とのパートナーシップのあり方を検討して、市民参加や市民との協働によるまちづくりの推進に取り組んでまいります。

4 マネジメント・システム構築の推進体制

マネジメント・システム構築に向けて、短期及び中長期的な観点に基づき、次に示す体制により推進してまいります。

(1) 当面の推進体制

現在の行財政運営システムに行政評価システムを導入していくための推進体制として、当面、次の体制により取り組んでいます。

ア 行政評価推進本部

行政評価システムの円滑な導入を図る観点から、行政評価システムの構築の向けた方針の決定やその他システムに係る重要事項の方針決定等を行うため、次に示す組織を設置して取り組んでいます。

市長を本部長、副本部長を助役として、収入役、教育長及び全部長を委員とする行政評価推進本部（以下、「本部」という。）を設置します。

イ 委員会

本部の下に委員会を置き、行政評価システムの具体的導入計画の策定や進行管理等を

行うため、次に示す組織を設置します。

このため、次のとおり組織します。

委員会は、企画財政部長を委員長、副委員長を総務部長として、各部の代表による課長級職員をもって組織します。

平成16年度からは、施策体系に基づく適正な評価や施策の進行管理を行うため、委員会の構成を施策の主管課長（統括マネージャー）をもって組織するよう改正します。

ウ 部会

委員会の下に部会を置き、評価システムの具体的な導入計画の策定や進行管理等について、調査・研究や評価員として評価作業の支援を行うため、次に示す組織を設置します。

部会は、市長が任命した課長補佐級以下の職員をもって組織します。

平成16年度からは、評価作業の支援を行う推進リーダーを育成するため、部会の構成を各課より市長が任命した係長職以下の職員をもって組織するよう改正します。

(2) 中長期的な推進体制

中長期的には、評価システムを構築していく段階から、評価システムを運用していくための推進体制に効果的に切り替えていく必要があるため、次に示す事項に取り組んでまいります。

ア 評価体制の充実

現在の推進体制は、主にシステムを構築していく体制であります。中長期的には、評価を推進するための体制に切り替えていくことが必要であるため、評価体制の充実を図る必要があります。

このため、次に示す項目に取り組んでまいります。

部会については、評価システムの構築及び運用状況に応じて、体制の充実に取り組んでまいります。

委員会及び本部については、評価体制の充実を図る観点から、状況に応じてその体制内容を改革してまいります。

イ 第三者評価体制の確立

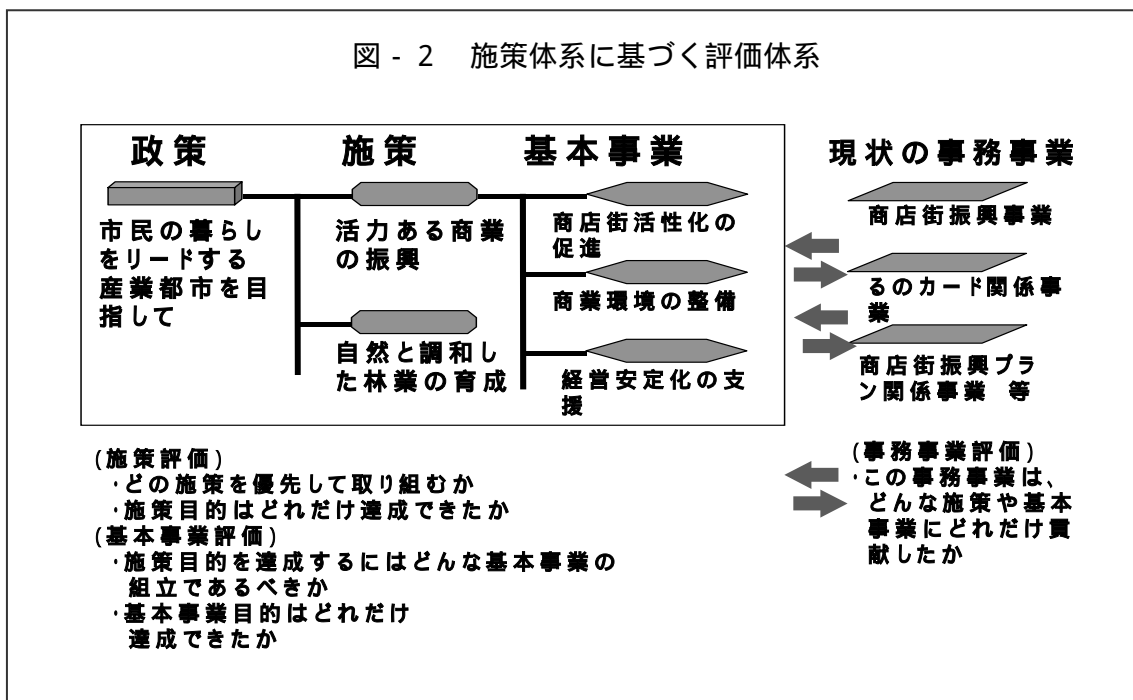
事務事業や施策の評価は、当面、行政内部の組織により推進してまいりますが、中長期的には、評価に対する精度や信頼度を高めるため、第三者による評価体制の確立が求められています。

このため、次に示す項目に取り組んでまいります。

行政の専門家や市民代表等で構成する第三者評価体制については、中期的にはそのあり方等について検討するとともに、長期的には確立してまいります。

5 当市における行政評価システムのあり方

当市で導入する評価システムは、基本構想に位置付けられた28の施策に基づく評価を行うための施策体系に基づき、前述のとおり、施策評価、基本事業評価及び事務事業評価で構成します。この施策体系に基づく評価の体系につきましては、図-2に示します。



この評価体系に基づく施策評価等の各システム及び評価システムの運用については、次のとおり位置付けてまいります。

(1) 施策評価システム

施策評価システムを確立するため、次に示す事項に取り組んでまいります。

ア 施策の体系化及び施策成果の測定

基本構想に位置付けられた28の施策に基づき、評価を行うための施策体系に組み立てるとともに、施策の評価を行うための成果指標等を全庁的に定める必要があります。

このため、次に示す項目に取り組んでまいります。

評価を行うための施策体系につきましては、別表1のとおり41施策（今後、評価を進める中で必要に応じて見直しを行う。）として位置付けるとともに、この施策体系に基づき基本事業及び事務事業を位置付けてまいります。

施策の評価を行うため、施策ごとに関係する課長等により、施策評価会議を開催して、施策の対象や意図、成果指標等を明確にして、施策評価体系表の策定に取り組んでまいります。

施策の評価にあたっては、施策評価体系表に基づき、基本事業や事務事業の評価結果を踏まえて、施策の目的がどこまで達成されたかを施策の成果指標により評価するなど、総合的に判断して取り組んでまいります。

イ 施策評価の体制

評価を行うための施策体系に基づき、各施策ごとに評価を実施してまいります。評価に対する推進体制を次のとおり位置付けてまいります。

評価を行うための41施策に対する責任の所在を明確にするため、41施策それぞれに対して、施策の統括マネージャーを設置してまいります。

統括マネージャーは、施策の目標を達成するため、施策に関係する課に対して調整を図りながら総括するとともに、施策の評価結果に対する責任を負うものとなります。なお、評価にあたっては、施策の担当部長との協議を経るものとなります。

統括マネージャーは、基本的に施策の主管課の課長職とし、施策に関連する課の課長職は、統括マネージャーを補佐するものとなります。

評価については、統括マネージャーが主体となり、施策評価を実施するとともに、本部による施策評価総括会議を開催して、施策評価等の評価結果等に基づき、施策の優先順位付け等について検討し、検討結果に基づき経営会議において、予算編成の方針付け等に取り組んでまいります。

ウ 実施計画と予算編成との連動

現在の予算編成システムに行政評価システムを組み入れてまいりますが、評価から実施計画、予算編成への一連のシステムの確立に向けて、次に示す項目に取り組んでまいります。

評価システムについては、前年度の決算に基づき、事務事業評価、基本事業評価及び施策評価の順に取り組んでまいります。

評価システムを実施計画策定及び予算編成のシステムと連動させた、新たな予算編成・執行システムの構築に取り組んでまいります。

(2) 基本事業評価システム

基本事業は、施策の目的を達成するための手段として、基本となる事業等を位置付けてまいりますが、基本事業評価システムを確立するため、次に示す事項に取り組んでまいります。

ア 基本事業評価の体制

施策体系の各施策に基づき、基本事業を明確にしながら、基本事業評価に係る推進体制を次のとおり位置付けてまいります。

施策体系に基づいて、施策の主管課及び関連課が主体となり、基本事業の体系化に向け基本事業評価会議を開催して、施策の目的を明確にするとともに、施策の目的や対象、意図等に基づき基本事業を定めて、施策評価体系表に位置付けてまいります。

基本事業の評価は、基本事業の中心となる主管課長が実施し、評価結果に対する責任を負うものとしします。

イ 評価指標の設定及び評価

基本事業の評価を着実にを行うために、次に示す項目に取り組んでまいります。

基本事業の責任者となる主管課長等は、基本事業の目的を明確にするとともに、対象や意図を明らかにし、成果指標等の設定に取り組んでまいります。

基本事業の評価にあたっては、施策評価体系表に基づき、事務事業の評価結果を踏まえて、基本事業の目的がどこまで達成されたかを基本事業の成果指標により評価するなど、総合的に判断して取り組んでまいります。

(3) 事務事業評価システム

施策体系の各施策に基づき、事務事業評価システムを確立するため、次に示す事項に取り組んでまいります。

ア 事務事業評価の体制

施策体系に基づき、事務事業評価における推進体制を次のとおり位置付けてまいります。

事務事業は、施策及び基本事業の目的を実現するための手段として位置付けられるため、基本事業の目的等に基づき、基本事業ごとに事務事業を位置付けてまいります。

事務事業の評価は、1次評価として事務事業の中心となる担当係長等が実施するとともに、1次評価に基づき、2次評価として各課長と協議を行いながら、施策の統括マネージャーが行い、評価結果に対する責任を負うものとしします。

イ 事務事業評価単位の設定及び評価

事業別予算を構築していく中で、評価システムと予算編成を連動させるため、事務事業は、評価を行うことが出来る単位を設定していくとともに、効率的かつ効果的な評価が求められています。

このため、次に示す項目に取り組んでまいります。

事務事業を評価単位と予算編成単位と連動するため、現在、予算編成上、款・項・目の科目ごとに、予算の目的に基づき節をたばねて事業名を付けている600を超える事務事業について、事務事業の主管課、財政課及び企画課によりまして、これを評価できる単位に組み直してまいります。

事務事業の評価にあたっては、目的妥当性や有効性、効率性等の観点や成果指標、数値目標に基づくとともに、事務事業が基本事業や施策にどれだけ貢献したか等を総合的に判断して取り組んでまいります。

事務事業評価は、まず、試行的な取組として、モデル事務事業評価を実施後、全事務事業評価に取り組むものとしします。

(4) 行政評価システムの運用

施策、基本事業及び事務事業の評価を体系的に取り組みますが、これらの評価システムを効率的かつ効果的に運用するため、次のとおり位置付けてまいります。

ア 運用の流れ

事務事業、基本事業及び施策の評価から予算編成に至るまでの運用の流れは、次のとおり位置付けます。

1年間の運用の流れは、別表2に示すとおりであり、概要は次のとおりです。

- ・ 4月～ 7月：事務事業、基本事業及び施策の評価の実施等
- ・ 8月～ 11月：施策評価総括会議及び経営会議を開催し、予算編成方針等の決定及び予算見積の作成等
- ・ 12月～ 3月：予算編成

この運用の流れは、効率的かつ効果的な運用を推進していくため、必要に応じて運用の改善に努めてまいります。

イ 施策評価総括会議の設置

行政評価システムの運用における中核的な体制として、施策等の総括的な評価を行うための施策評価総括会議を次のとおり設置します。

施策評価総括会議は、本部員により構成し、施策評価等の評価結果及び政策的な判断等に基づき、施策の優先順位付けや方向付け等について検討します。

(5) 当面の取組

このマスタープランに基づき、行政評価システムを組み入れたマネジメント・システムの構築に取り組んでまいります。特に、当面の取組としまして、平成14年度から平成16年度について、次に示す事項に取り組んでまいります。

ア 平成14年度の取組

本部により、評価システムの構築に向けた行政評価導入の目的や今後の取組等について決定

施策、基本事業及び事務事業の評価の基礎となる施策評価体系表の策定

「職員の自己能力開発の育成」に基づく、本部、委員会及び部会に対する行政評価システムに関する研修の実施

イ 平成15年度の取組

庁内の全係における事務事業について、試行的に評価を行う「モデル事務事業評

価」の実施

施策及び基本事業の評価の試行

庁内の全係における事務事業評価単位の設定

評価システムと予算編成との連携についての検討

評価システムを確実に運用していくための職層別研修の実施

ウ 平成16年度の取組

施策評価等における成果指標に対応した「市民満足度調査」の実施

全ての事務事業、基本事業及び施策について、体系的な評価の実施

評価システムと予算編成との連携についての検討

評価と連動した人事評価制度についての検討

評価システムを確実に運用していくための職層別研修の実施

(6) 評価結果の公表

施策評価等に対する評価結果について、広く市民に公表していくことは、市民と行政とが対話する手段として大変重要であり、行政の透明性の向上や協働のまちづくりに貢献するものであります。

このため、評価結果の公表について、次に示す事項に取り組んでまいります。

ア 公表の時期

公表の時期は、次のとおりとします。

評価結果につきましては、平成18年9月を目途に公表してまいります。

イ 公表の方法

公表の方法につきましては、次に示す項目に取り組んでまいります。

市のホームページにおいて、評価の結果の全容を公表するとともに、評価の結果の概要をまとめて情報公開コーナーや図書館等において、閲覧できるように対応してまいります。

市のホームページでの公表につきましては、市民に分かりやすいデザインを検討してまいります。

6 年度計画

マネジメント・システム構築に向けて、着実かつ計画的な取組が必要であります。このため、今後の計画的な取組を推進するため、次のとおり位置付けてまいります。

(1) 年度計画

計画的かつ着実な導入を図る観点から明確な推進目標を立てるため、行政評価システムと有機的に連携する必要のある「総合計画策定と予算編成との連動」、「組織・定員管理及び人事・能力開発との連動」及び「広報・広聴・情報公開との連動」の各事項に位置付けました各種の取組につきまして、年度計画を次のとおり位置付けてまいります。

年度別計画につきましては、別表3のとおり、平成14年度から平成18年度までの5か年間における具体的な取組を位置付けてまいります。

なお、着実な取組を進めるため、各年度における取組の進捗状況に基づき、計画に見直しを行っていくものとします。

(2) 詳細計画

「当面の取組」において、平成14年度から平成16年度の取組を示しましたが、平成17年度以降については、次のとおり計画してまいります。

取組の前年度において、翌年度の具体的な詳細計画を策定してまいります。

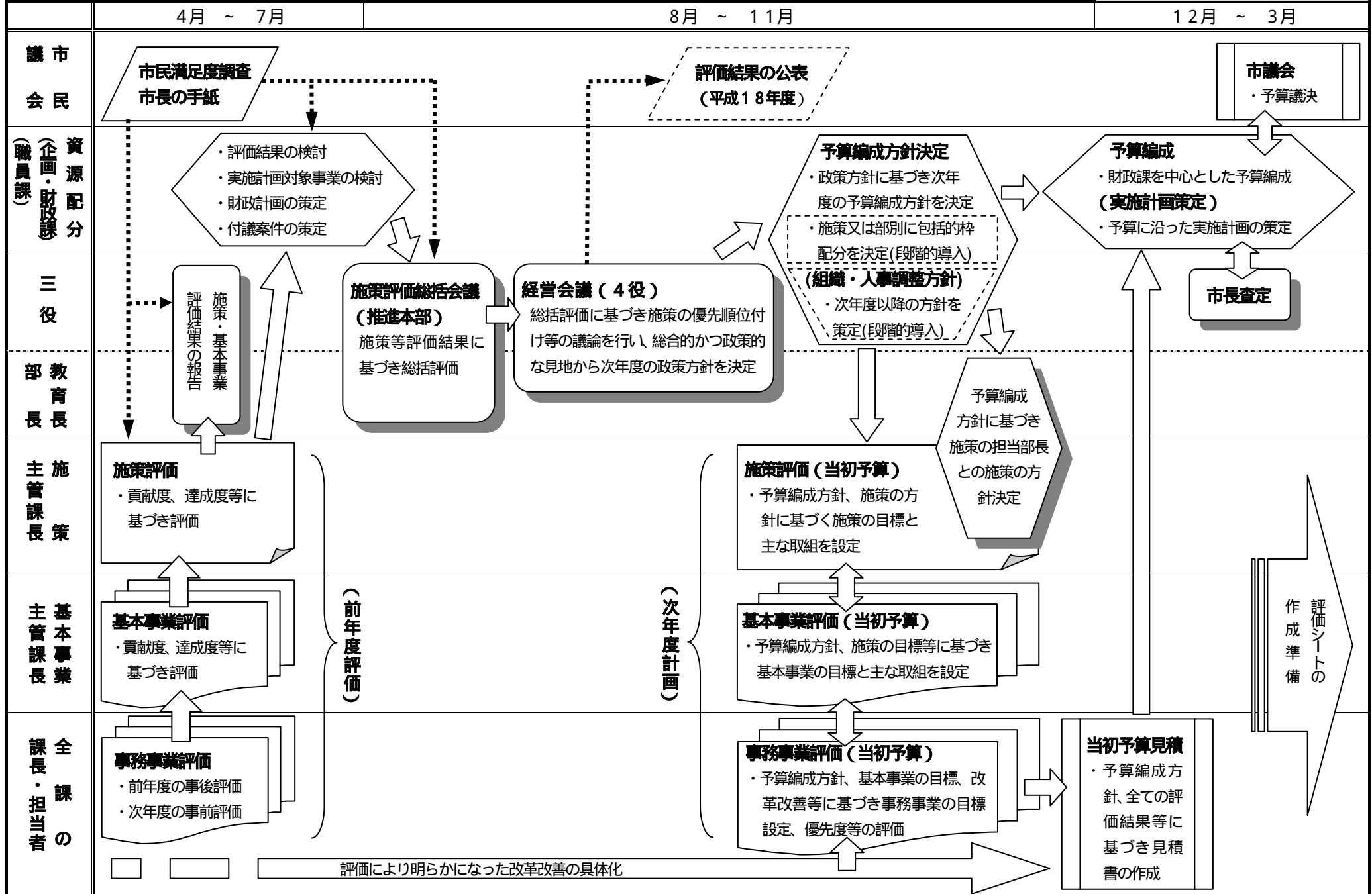
行政評価における施策評価体系

政 策	基本構想における施策	評価体系における施策
自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして	1 快適でゆとりある都市づくりの推進	1 計画的な土地利用の推進
	2 緑豊かで良好な都市景観の形成	2 良好な市街地の整備
	3 安全で利便性の高い都市基盤の充実	3 緑豊かな都市環境の形成
		4 道路の整備
		5 公共交通体系の整備
		6 下水道の整備
市民の暮らしをリードする産業都市をめざして	4 地域特性を活かした産業誘致の促進	7 地域特性を活かした企業の誘致
	5 活力ある商業の振興	8 活力ある商業の振興
	6 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興	9 地域特性を活かした観光の振興
	7 消費指向に合わせた都市型農業の推進	10 消費者志向の都市型農業の推進
	8 自然と調和した林業の育成	11 自然と調和した林業の育成
暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある生活環境都市をめざして	9 安全な暮らしを守る地域づくりの推進	12 防災対策の推進
		13 交通安全の推進
		14 防犯対策の推進
		15 公害防止の推進
	10 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成	16 コミュニティ活動の推進
	11 清潔で快適な資源循環型社会システムの構築	17 ごみの減量と適正処理の推進
	18 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進	
笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして	13 高齢者が安心して生活できる福祉の充実	19 高齢者が安心して生活するための支援の充実
	14 障害者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実	20 障害者が一般社会で安心して生活できる支援の充実
	15 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実	21 健康づくり・保健の充実
		22 市民が安心できる地域医療体制の充実
	16 子どもを安心して産み育てることのできる環境の整備	23 子育て支援の充実
	17 総合的な地域福祉の推進	24 地域の中での自立生活支援
	25 総合的な地域福祉の推進	
生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして	18 人権尊重教育の推進	26 人権尊重の推進
		27 男女共同参画社会の実現
	19 生涯学習社会の振興	28 国際化の推進
		29 生涯学習の推進
	20 青少年の健全育成の推進	30 次代を担う青少年の育成
	21 個性を生かす学校教育の充実	31 義務教育の充実
	22 社会教育推進体制の整備	32 文化遺産の保護と活用
	23 文化・スポーツ・レクリエーションの振興	33 芸術文化の振興
	34 スポーツ・レクリエーションの振興	
柔軟で健全な行財政運営をめざして	24 財政運営の健全化	35 財政運営の健全化
	25 行政体制の効率化	36 情報化の推進
	26 組織・人事体制の活性化	37 職員の活性化
		38 組織体制の活性化
	27 市民参加の推進	39 市民との協働を目指した市民参加の推進
	28 広域行政の推進	40 広域行政の推進
		41 議会の円滑な運営

「評価体系における施策」は、今後の評価システムの構築及び評価の運用等に基づき、変更する場合があります。

行政評価システムの運用の流れ

別表2



年度計画

別表3

		H14	H15	H16	H17	H18
施策評価体系の構築	施策評価等の検討	■				
	施策成果等の測定		■			
	評価における施策体系の組立		■			
施策評価	施策評価の試行		■			
	施策評価			■		
基本事業評価	基本事業評価の試行		■			
	基本事業評価			■		
事務事業評価	モデル事務事業評価		■			
	事務事業評価単位設定		■			
	全事務事業評価			■		
予算編成・執行管理	評価と予算編成の連携の検討		■	■	■	
定員管理	業務体系設定・事務量調査				■	
組織改革	組織改革構想検討				■	
	組織改革実施					■
広報・広聴	ホームページ等を活用した公表の検討				■	
	公表				■	
	市民満足度調査			■	■	■
人事能力開発	評価と連動した人事評価制度の検討 職員の自己能力開発の育成	■	■	■	■	■
外部評価	(仮)評価委員会の設置検討					■

各取り組みの進捗状況などにより、修正をおこなう。具体的実施期間は、各年度において、当該年度及び次年度の詳細の活動計画を策定する。

あきる野市行政評価マスタープラン

平成15年12月

あきる野市 企画財政部企画課



古紙配合率100%再生紙を使用しています